

(はじめに)

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に発生する相続等については、基礎控除額の引下げ等が行われたことから、課税割合、課税価格、税額が不連続的に大きくなっていると考えられる。平成28年(平成28年1月1日から平成28年12月31日)に亡くなられた方についての相続税の申告状況の概要が昨年12月に国税庁からデータが公表されているので、ここで確認しておくことにしよう。

(概要)

1 被相続人数課税割合

平成28年中に亡くなられた方(被相続人数)は約131万人(平成27年約129万人)であり、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約10万6千人(平成27年約10万3千人)で、課税割合は8.1%(平成27年8.0%)となっている。平成27年より0.1ポイント増加した。なお、課税割合は、地価の高い大都市圏では高くなっており、東京国税局管内の平成28年の課税割合は12.8%に達した。また、相続税の申告書の提出に係る被相続人数も、被相続人数の約1割に相当する10.3万人から10.6万人に増加した。いずれも相続税制改正前の平成26年以前に比べるとほぼ倍増している。

2 課税価格

課税価格の合計は14兆7,813億円(平成27年14兆5,554億円)で、被相続人1人当たりでは1億3,960万円(平成27年1億4,126万円)となった。

3 税額

税額の合計は1兆8,681億円(平成27年1兆8,116億円)で、被相続人1人当たりでは1,764万円(平成27年1,758万円)となった。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地38.0%(平成27年38.0%)、現金・預貯金等31.2%(平成27年30.7%)、有価証券14.4%(平成27年14.9%)の順となっている。土地の構成比の低下は、高齢者の現預金保有選好が依然強く、ウエイトを増していることに加え、地価が全国的に見れば平成19年以来、平成28年まで全国平均では下落傾向が続けていたことが影響している。

(図表 1) 相続税の申告事績

		平成 27 年分 (注 1)	平成 28 年分 (注 2)	対前年比
①	被相続人数 (死亡者数) (注 3)	人 1,290,444	人 1,307,748	% 101.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 103,043	人 105,880	% 102.8
③	課税割合 (②/①)	% 8.0	% 8.1	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 233,555	人 238,550	% 102.1
⑤	課税価格 (注 4)	億円 145,554	億円 147,813	% 101.6
⑥	税額	億円 18,116	億円 18,681	% 103.1
⑦	被相続人 課税価格 (⑤/②) (注 4)	万円 14,126	万円 13,960	% 98.8
⑧	1 人当たり 税額 (⑥/②)	万円 1,758	万円 1,764	% 100.4

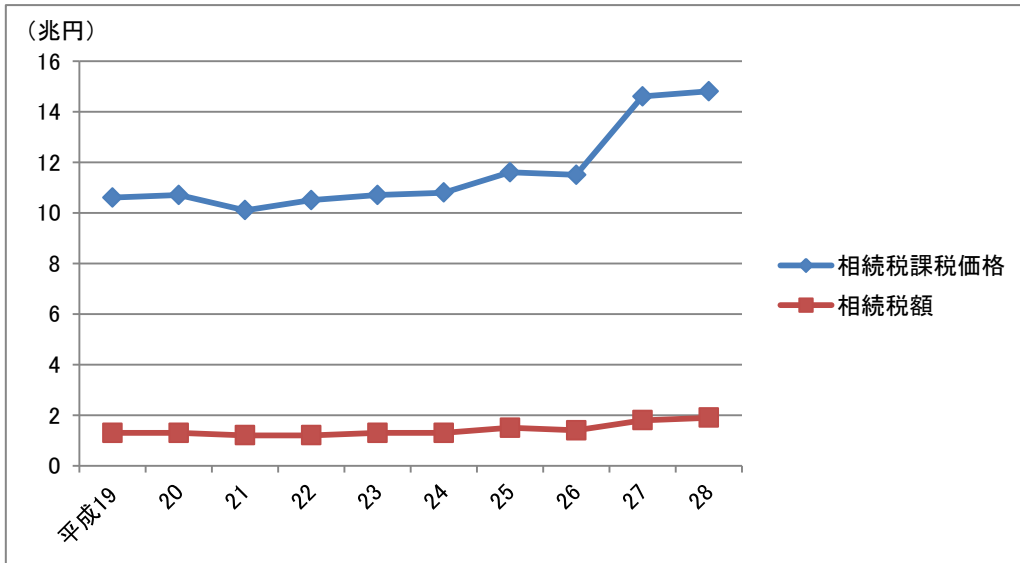
- (注) 1. 平成 27 年分は、平成 28 年 10 月 31 日までに提出された申告書 (修正申告書を除く。) データに基づいて作成している。
 2. 平成 28 年分は、平成 29 年 10 月 31 日までに提出された申告書 (修正申告書を除く。) データに基づいて作成している。
 3. 「被相続人数 (死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策担当) 「人口動態統計」による。
 4. 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 5. 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。
 (注) 国税庁公表資料による。

(図表 2) 被相続人数及び課税対象被相続人数の推移 (単位: 万人、%)

年 (平成)	①被相続人総数	②相続税課税対象被相続人数	③課税対象被相続人割合 (②/①)
19	111	4.7	4.2
20	114	4.8	4.2
21	114	4.6	4.1
22	120	5.0	4.2
23	125	5.2	4.1
24	126	5.3	4.2
25	127	5.4	4.3
26	127	5.6	4.4
27	129	10.3	8.0
28	131	10.6	8.1

(注) 国税庁公表資料による。

(図表3) 相続税課税価格と相続税額 (平成19年~28年; 兆円)



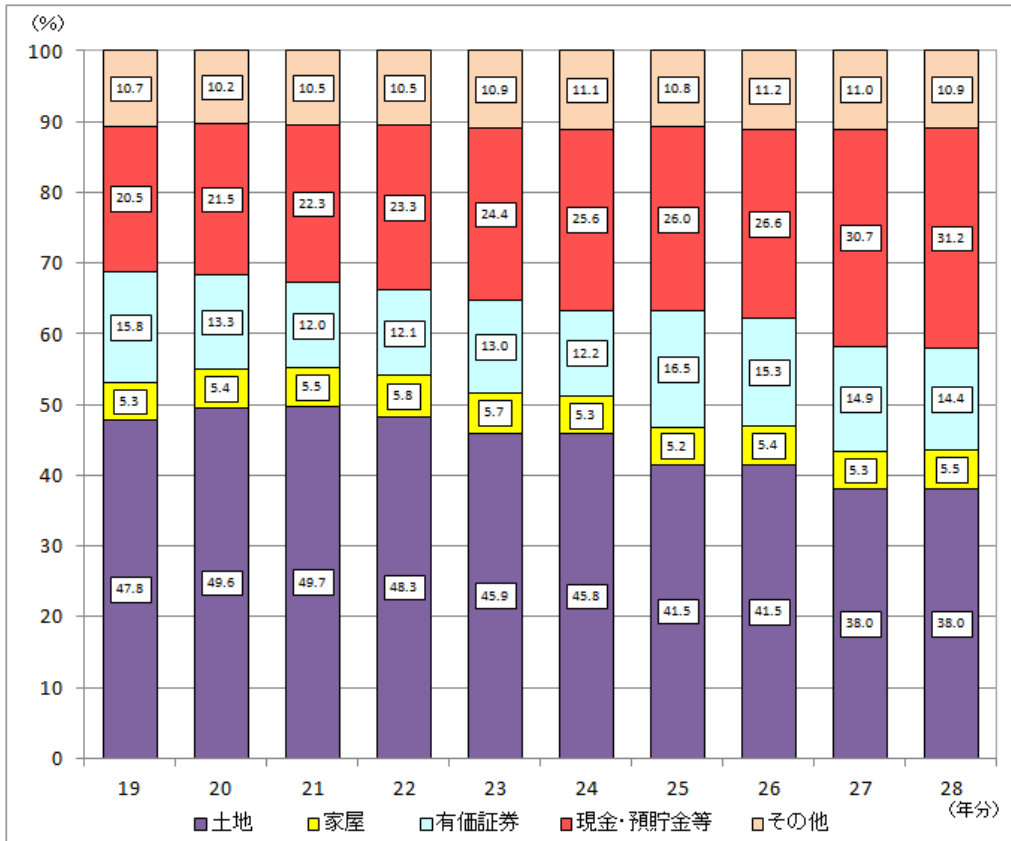
(注) 国税庁公表資料による。

(図表4) 相続財産の金額の推移

項目	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成19年	55,847	6,184	18,486	23,971	12,459	116,948
20	58,497	6,385	15,681	25,363	12,091	118,017
21	54,938	6,059	13,307	24,682	11,606	110,593
22	55,332	6,591	13,889	26,670	12,071	114,555
23	53,781	6,716	15,209	28,531	12,806	117,043
24	53,699	6,232	14,351	29,988	12,978	117,248
25	52,073	6,494	20,676	32,548	13,536	125,326
26	51,469	6,732	18,966	33,054	13,865	124,086
27	59,400	8,343	23,368	47,996	17,256	156,362
28	60,359	8,716	22,817	49,426	17,345	158,663

(注) 国税庁公表資料による。上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

(図表 6) 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 国税庁公表資料による。上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

(参考) 遺産分割業を巡るトラブルについて

相続が発生すると相続財産はとりあえず共有財産となり遺産分割協議を通じて相続人等に分割されるが、遺産分割協議に係るトラブルは年間 1 万件を超える状態が続いている。近年やや頭打ちの傾向がみられる。相続財産に占める土地のウエイトの低下が影響しているともみられる。

(図表 7) 遺産分割事件数（家事審判・調停事件受理事件数）の推移

平成 19 年	1 2 2 6 5	平成 24 年	1 5 2 8 3
20	1 2 8 7 9	25	1 5 1 9 5
21	1 3 5 0 5	26	1 5 2 5 6
22	1 3 5 9 7	27	1 4 9 8 7
23	1 4 0 2 9	28	1 4 6 6 2

(注) 最高裁判所「司法統計年報」による。

(荒井 俊行)